



お知らせ (令和2年8月21日配布)
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした5月13日の無料相談会は、11月11日に振り替えて開催します。

令和2年4月3日

京都市文化市民局
 (担当 消費生活総合センター)
 (TEL 256-1110)

京都民事調停協会との共催による 民事調停委員による「無料相談会」の実施について

京都市及び京都民事調停協会では、金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルについて、下記のとおり、民事調停委員による「無料相談会」を実施しますので、お知らせします。

記

1 日 時

| 開催日時 | |
|----------------|---|
| 令和2年 5月13日 (水) | 相談時間 午後1時30分～午後3時30分 受付時間 午後1時30分～午後3時 |
| 令和2年 9月 9日 (水) | |
| 令和2年11月11日 (水) | |
| 令和3年 1月13日 (水) | |
| 令和3年 3月10日 (水) | |

※ 1組当たり30分程度。

※ 5月13日(水)の代替として、11月11日(水)に無料相談会を開催いたします。

2 会 場

京都市消費生活総合センター
 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
 (地下鉄烏丸御池駅下車3-1, 3-2出口すぐ)

※駐輪場、駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。

3 相談内容

金銭貸借、売買代金の支払、交通事故の損害、近隣関係、建物の明渡し等に関するトラブル、民事調停の手續等

※離婚・相続等の家庭内紛争は除く。

4 費 用

無 料

5 申込方法

当日受付 (先着12組)

6 問合せ先

文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
 電話 256-1110

民事調停制度は、日常生活で抱えるトラブルでお困りの方に、民事調停委員が当事者双方から実情をお聴きし、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。